

【新型コロナウイルス関連】セーフティネット保証 5 号認定必要書類のご案内

【認定の条件】

経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を営んでおり、本店もしくは営業の本拠（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地が吉川市内にある中小企業者で、次のいずれかに該当する方。

- イ. 最近 3 か月間の月平均売上高等が、前年同期に比べて 5%以上減少していること。
- ロ. 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、最近 3 か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。

【必要書類】

	法人	個人事業主
1	認定申請書 1 部・比較表 1 部 （市商工課窓口あるいはホームページ上にて入手可能。実印を押印すること。（訂正がある場合、訂正印が必要となるため、実印（法人の場合は会社の実印）を持参すること。）	
2	申請者概要書 1 部 （市商工課窓口あるいはホームページ上にて入手可能。業種欄については、業種名及び、業務内容を詳しく記入し、複数の業種を営む者は、認定の対象とする業種のみではなく、営む業種すべてを記入した上で、認定の対象とする業種を明らかにすること。）	
3	印鑑証明書 1 部（写し可）	
4	登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1 部（写し可）	確定申告書・収支内訳書（受付印のあるもの） 1 部（写し可）
6	指定業種に属することが疎明できる書類及び売上高等が確認できる書類 1 部（写し可） <認定要件イで申請の場合> 直近の年間売上高及び、最近 3 か月と前年同期の売上高が確認できるもの（決算書・試算表・売上台帳等） ※運用緩和に係る認定申請を行う際は、申請書に記載する売上高等が確認できるもの <認定要件ロで申請の場合> ①最近 1 か月及び前年同月の原油等の仕入価格と仕入数量が確認できるもの（仕入伝票等） ②申込時点での最新売上原価及びそれに対応する原油等仕入価格が確認できるもの（試算表等） ③最近 1 年間・最近 3 か月の仕入・売上及び前年同期の仕入・売上が確認できるもの（決算書・試算表等） （注）複数の業種を営む場合は業種ごとに売上を確認できるよう証明書類の整理の整理をすること。	
7	許認可証の写し 1 部（営業に許認可等が必要な場合）	
8	委任状 1 部（任意様式。金融機関の方が代理で申請する場合）	